

## 国内実施計画（National Implementation Plan）の考え方

## . POPs 条約上の規定について

POPs条約第7条では、各締約国は国内実施計画（National Implementation Plan）を作成し、条約がその国について効力を生ずる日から2年以内に締約国会議に送付することが規定されている。

## 第7条 実施計画

1. 締約国は、次のことを行う。

- (a) この条約に基づく義務を履行するための計画を作成し、及びその実施に努めること。
- (b) この条約が自国について効力を生ずる日から2年以内に、自国の実施計画を締約国会議に送付すること。
- (c) 実施計画を定期的に締約国会議の決定により定められる方法で検討し、及び適当な場合には更新すること。

2. 締約国は、実施計画の作成、実施及び更新を容易にするため、適当な場合には、直接に、又は世界的、地域的及び小地域的な機関を通じて協力し、並びに国内の利害関係者（女性の団体及び児童の健康に関係する団体を含む）と協議する。

3. 締約国は、適当な場合には、残留性有機汚染物質に関する国内の実施計画を持続可能な開発の戦略に統合する手段を利用し及び必要なときはこれを確立するよう努める。

また、条約第5条は、国内実施計画に関連して、意図的でない生成から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置について行動計画を作成し、国内実施計画の一部として実施することを規定している。

## 第5条 意図的でない生成から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書Cに掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標として、少なくとも次の措置をとる。

(a) 同附属書に掲げる化学物質の放出を特定し、特徴付けをし及びこれについて取り組み並びに(b)から(e)までの規定の実施を容易にするための行動計画又は適当な場合には地域的若しくは小地域的な行動計画を、この条約が自国について効力を生じた日の後2年以内に作成し、その後第7条に定める実施計画の一部として実施すること。行動計画には、次の要素を含む。

(i) 同附属書に規定する発生源の種類を考慮した現在及び将来の放出の評価（発生源の目録及び放出量の見積りの作成及び維持を含む。）

(ii) 当該放出の管理に関連する締約国の法令及び政策の有効性の評価

(iii) この(a)の義務を履行するための戦略であって(i)及び(ii)の評価を考慮したもの

(iv) (iii)の戦略に関する教育及び研修並びに啓発を促進する措置

(v) この(a)の義務を履行するための戦略及びその成果についての五年ごとの検討。この検討については、第15条の規定に従って提出される報告に含まれる。

## ・国内実施計画作成の指針について

### 二つの指針について

- ・ POPs 条約は第 7 条により締約国に国内実施計画の策定とその実施を求めているが、条約においては実施計画に関する基準や指針は含まれてはいない。また、政府間交渉会議( INC )においても実施計画に関連する事項については未だ定められていない状況。
- ・ 一方、国内実施計画の策定プロセスは POPs 対策に関連した政策の優先付けの根拠を決定することにつながる重要なもの。
- ・ これらの背景から、国内実施計画の作成に関し、2 つの指針となる文書が作られている。

(1) 「国内実施計画を含む POPs 権能付与活動への資金供与を目的とした当初指針( UNDP-GEF POPs Resource Kit )」

- ・ GEF により 2001 年 5 月に採択された国内実施計画等の POPs 対策に係る活動を行う財源確保のための当初指針。POPs 条約政府間会合での議論を受けて、開発途上国向けに作成されたものであり、国内実施計画に盛り込む事項が記載されている。

(2) 世界銀行・UNEP 作成の「ストックホルム条約における国内実施計画の企画及び策定に関する指針」案

- ・ 「ストックホルム条約における国内実施計画の企画及び策定に関する指針」案(以下「指針案」とする)(UNEP/POPS/INC.6/INF/8)は各国の実施計画作成の一助とするため、世銀と UNEP 事務局により作成されたもの<sup>1</sup>。現在まだ確定しておらず、各国に案を提示し、意見を求めている段階(この指針案に対しコメントがある場合は本年 10 月 31 日までに事務局へ提出することとされている)。
- ・ (1)の UNDP-GEF POPs Resource Kit は、具体的な活動がどのように実施されるべきか等の細かい記述は含んでいない。そのため、この指針案は UNDP-GEF POPs Resource Kit を基に、さらに不足部分を補完するよう作成されている。
- ・ 指針案は国内実施計画の準備のための段階的なアプローチを提案するとともに、国内実施計画の構成やフォーマット、内容の一案を提示。さらに国内実施計画を策定する際の、政策検討や技術的な行動計画・戦略策定等に役立つ情報も包含。

### 指針の構成及び対象者

- ・ 指針の主な使用者は環境に係る省やその下の環境機関、POPs 関係省庁といった、様々な

---

<sup>1</sup> UNEP chemical は GEF に国内実施計画策定のための資金援助プロジェクトを創設し、これまで 12 カ国において計画策定が実施されている。本指針案はこのプロジェクトの一環として、UNEP と世銀により作成されたもの。

レベルの政府機関職員を想定。さらに、環境組織、国際金融機関、NGO、工業・農業等の業界や学者等他の POPs の利害関係者にも役立つよう作成されている。

- ・ 指針は以下の通り 3 つのレベルにわかれており、それぞれ対象とするグループが異なっている（下表参照。なお、詳細は参考の目次参照。）
  - パート A：指針全般の概要、国内実施計画のコンテキスト、目的、内容につき記載。対象者としては公式な政府決定等に関わる者を一義的にターゲットとしている。しかし、国内実施計画策定を包括的に理解するため、全てのユーザーはまずこのパート A から読み始めることを推奨する。（参考資料 6 参照）
  - パート B：国内実施計画の国内レベルでのプロセスの詳細、国内実施計画の詳細な構成につき記載。対象者はプロセス・内容をより深く理解する必要のある政策決定者、及び国内実施計画の準備プロセスを組織・管理する者。
  - パート C：特定の POPs（物質）や条約に関する事項の技術指針。対象者は国内実施計画の準備の責任者。（注：パート B 及びパート C は <http://www.chem.unep.ch/sc/documents/followup/> から入手できる。）

表 指針案の構成及び対象者

レベル 1	<p>パート A：国内実施計画の策定指針概要</p> <p>対象グループ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 政策レベル担当者</li> <li>- 簡潔な紹介を必要としているすべての者</li> </ul>
レベル 2	<p>パート B：詳細プロセスマニュアル</p> <p>対象グループ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 政策意志決定責任者</li> <li>- 国内実施計画準備の管理・監督者</li> </ul>
レベル 3	<p>パート C：技術的指針</p> <p>対象グループ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別作業レベルの専門家</li> </ul>
<p>附属書：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準設定作業に関する書式</li> <li>・ スtockホルム条約義務項目の内容</li> <li>・ 既存の指針文書</li> <li>・ 用語集</li> </ul> <p>対象グループ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別作業レベルの専門家</li> </ul>	

- ・ 指針案には別添として条約による義務の詳細、使用が推奨される国際的な指針のリスト等国内実施計画策定に役立つ情報が添付される予定（附属書 1 として化学物質固有であったり個別事項固有の基準設定作業のための様式、附属書 2 としてストックホルム条約の義務項目の内容、附属書 3 として既存の指針文書のリスト、附属書 4 として用語集から構成）

## 指針案概要

### 国内実施計画の目的と内容

国内実施計画の目的は条約の義務と国特有の地球環境問題への国内対応の優先付けを定義すること。また GEF 等の国際機関の援助を受ける際に必要な要求事項も反映されうる。

計画は公式な国の計画であり、政府により政策として認められ、以下の事項を定めるものであるべき。

- ・ その国の P O P s 対策
- ・ その国特有の事項及び固有の対応の優先順位
- ・ P O P s 排出の削減と廃絶を目指すための法的、実質的な手法
- ・ P O P s の特徴を有する条約対象外の化学物質の製造と使用を防ぐための手法

なお、国内実施計画は条約により、定期的に締約国会議の決定により定められる方法により検討し、適当な場合には見直すことが求められている

### 条約による事項で国内実施計画により実施され得る主な事項

- ・ 非意図的生成物の排出削減のための行動計画（Action Plan）の作成

非意図的生成物である PCDD、PCDF、PCB 並びにヘキサクロロベンゼンについて排出インベントリを整備し、排出削減のための具体的計画（条約第 5 条に定める行動計画）を取りまとめる。

- ・ 疾病管理のための DDT の使用管理に係る行動計画（Action Plan）の作成

DDT を使用する締約国は、DDT の使用の目的が疾病を媒介する動物の防除に制限されることを確保するための規制その他の制度の策定等、DDT の使用を減少させ及び究極的に廃絶するための具体的計画を取りまとめる（附属書 B 第 2 部 5(a)）。なお、我が国は DDT を使用する状況にないため、計画を作成する必要はない。

- ・ 2025 年までの PCB の廃絶に関する対策の進捗状況を 5 年ごとに締約国会議に報告することの推進

PCB 含有機器等の使用、保管並びに処理（見通しの）状況の継続的把握に係る体制整備の現況及び計画と 2025 年までの PCB の廃絶に関するスケジュールを取りまとめる。あわせて関係者 PCB 含有機器等使用・保管者国地方自治体等が講ずる具体的施策を整理する。

- ・ POPs の在庫（ストックパイル）及び POPs に汚染された廃棄物の適正管理・処理の推進

POPs の在庫（ストックパイル）及び POPs に汚染された廃棄物について、在庫（ストックパイル）の存在量等の状況とその特定の戦略を記載する。また、状況を踏まえた適正管理・無害化処理等の処理方法や処理の計画といった廃棄物の適正な処理に関する方針

を記載する。

- ・ POPs の総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国の把握

POPs 条約第15条に基づき、POPsの総生産量、輸出入量又は当該推計値、輸出入の相手国を締約国会議へ提出するため、関連法制度の概況を取りまとめる。

- ・ 適用除外継続の必要性を把握する取組及び報告 / 延期に係る準備

適用除外継続の必要性を把握するための体制整備の現況及び計画を取りまとめる。継続の必要性がある場合は適用除外物質、適用除外の種類、製造・使用状況の継続的把握に係る体制整備の現況及び計画と廃絶に関するスケジュールを取りまとめる。あわせて関係者製造・使用者国地方自治体等が講ずる具体的施策を整理する。

なお、我が国は適用除外を登録することは想定されないため、該当しない。

- ・ POPsに汚染されたサイトの特定の推進

POPs条約対象物質に汚染されたサイトを特定の状況及び特定のための措置又は計画等を取りまとめる。

- ・ POPs 条約第9条及び第10条が規定する様々な関係者の参加を通じてのPOPsに関する情報交換、意識啓発の支援関係者（使用・保管者、公衆、国、地方自治体等）の参加を通じてPOPsに関する情報交換、意識啓発に係る支援方策を取りまとめる。

#### 国内実施計画の主要なセクション

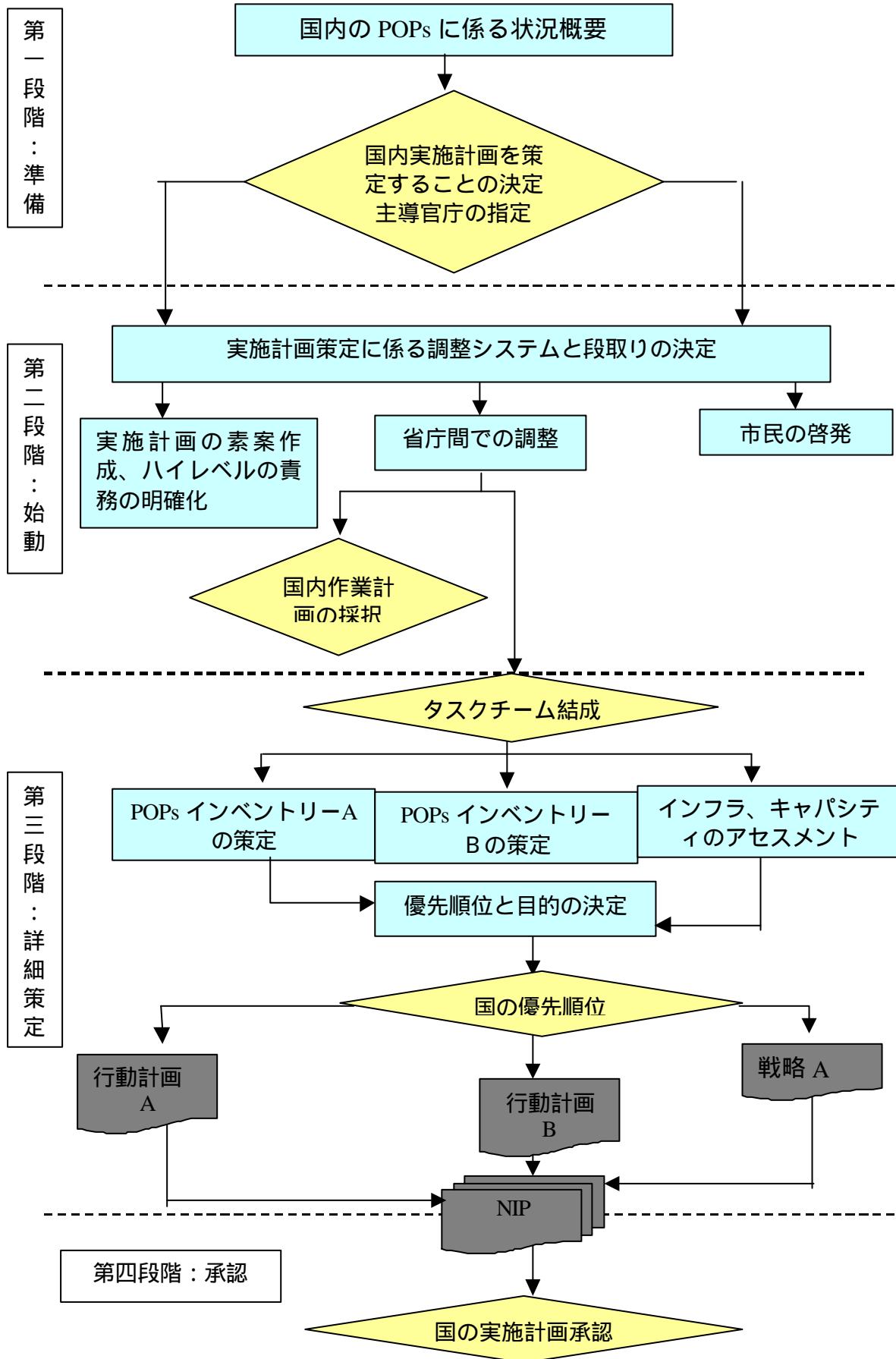
国内実施計画は3つのセクションに分けることも一案。

- ・ **イントロダクション**：国の化学物質管理政策、POPs条約の準備と関連した全体的な国内実施計画の目標を定義
- ・ **国の基準点**：現時点でのその国の状況。行動計画やPOPs削減又は廃絶戦略を策定していく上での比較する元の値となる。また条約を履行する上で必要な資金を検討する上での基準点ともなる。
- ・ **行動計画と戦略**：国の政策公約、行動計画、実施戦略、スケジュール、投資の優先順位を含めた国内実施計画の主要な要素を定める。

#### 国内実施計画の準備プロセス

- ・ 国内実施計画の準備には、準備、初期、詳細策定、承認の4つの段階が考えられる。プロセスのフローは次項の図1のとおり。
- ・ 各段階毎の必要な作業及び期待される成果は別紙のチェックリストのとおり。

図1 実施計画の策定プロセスのフロー



## 国内実施計画準備のチェックリスト

### **準備段階**

#### 活動：

- ・ 大まかな国の関心事項と政府の責務の明確化
- ・ 国の主導官庁の指定または確認
- ・ 条約要求事項の意味するところ、利害関係者、関連事項の迅速なアセスメントの実施
- ・ 条約への署名または活用のための政府の意志決定プロセスの構築及び実施
- ・ 国のフォーカルポイントの任命と国内実施計画のフォーカルポイントをどう定めるかのオプションの同定
- ・ 国内実施計画のスキープの定義案作成
- ・ 国内実施計画準備の資金調達に係る検討

#### 主な成果：

- ・ 政府の国内実施計画の準備を通じての POPs 関連事項への関与
- ・ 政府の条約への署名に係る決定

### **国内実施計画策定の開始段階**

#### 活動：

- ・ 国内実施計画のフォーカルポイントの設立、必要な場合の指定支持組織の同定
- ・ 利害関係者の同定範囲の拡大と協議と意識啓発の開始
- ・ 制度的な監督実施メカニズムの設立
- ・ 専門家ネットワークの作成又は既存のネットワークの拡大
- ・ 国のキャパシティの初期アセスメントと国内実施計画準備のために必要な強化を要する事項の同定
- ・ POPs に関する現在の知見の概要整理
- ・ 市民の POPs に関する意識及び関心レベルのアセスメント
- ・ 提案された国内実施計画のスキープの発展
- ・ 提案されたタスクグループの作業の同定
- ・ 作業計画案の準備と国内実施計画に必要な予算の見積もり
- ・ 国内実施計画準備の財源に関する提案の準備・提出

#### 主な成果：

- ・ 国内準備計画に関する政府の責務、及び利害関係者の支持の確認
- ・ 国内実施計画準備実施のための作業レベルにおける制度的枠組み

- ・ POPs に関する現在の知見・情報基盤の概要
- ・ 国内実施計画準備に向けて提出された資金調達案

### **詳細な国内実施計画策定段階**

活動：

- ・ ワークショップの開催
- ・ 詳細な国内実施計画準備作業計画の策定
- ・ タスクグループの組織化と責務の任命
- ・ 国のプロフィール（地理的、人口、マクロ経済、経済セクター）の準備
- ・ 国の制度、政策、規制のフレームワークの記述
- ・ 環境/持続可能な開発政策と一般的な法規制のフレームワーク
- ・ 環境管理上の責任及び資源分配の整理
- ・ 国際的な責務と義務
- ・ 廃棄物管理の法規制
- ・ 汚染物質排出報告とインベントリー必要事項
- ・ 化学物質及び農薬管理プログラム
- ・ POPs 関連事項の詳細なアセスメント
- ・ POPs 農薬インベントリー
- ・ PCB インベントリー
- ・ DDT インベントリー
- ・ 非意図的生成物の排出インベントリー
- ・ 汚染サイトの調査
- ・ 製造、使用、排出予測
- ・ POPs 管理及び排出に関するミティゲーションのキャパシティ
- ・ POPs 情報の報告のシステムとキャパシティ
- ・ 排出及び環境・人健康への影響のモニタリング
- ・ 一般市民への情報と意識啓発
- ・ 国内実施計画準備の計画における優先順位付けのクライテリアの設立と基準点情報の分析
- ・ 利害関係者と一般市民への情報の普及及び国の基準点と国内実施計画の作業計画の協議
- ・ 国の目的と優先順位の決定
- ・ 優先順位検証ワークショップの開催
- ・ 中間的な優先順位と作業計画の認証
- ・ 国内実施計画の施策方針の策定
- ・ 国内実施計画実施戦略の形成
- ・ 詳細な戦略及び行動計画の準備
- ・ 制度及び規制手法強化の行動計画



- ・ POPs 農薬の製造、使用、在庫及び廃棄物の行動計画
- ・ PCB 及び PCB 含有製品の製造、使用、同定、表示、撤去、保管、廃棄の行動計画
- ・ DDT の製造、使用、在庫及び廃棄の行動計画
- ・ 非意図的生成物の排出の行動計画
- ・ 農薬、DDT、PCB、HCB に関する在庫と排出に関する対策戦略
- ・ 汚染サイトの同定、封じ込め、浄化の行動計画
- ・ 情報交換戦略
- ・ 市民の意識啓発の行動計画
- ・ モニタリングの行動計画
- ・ 報告の行動計画
- ・ 研究開発の戦略
- ・ 主な投資とキャパシティ強化に関する必要事項と優先順位のアセス
- ・ 計画実施のタイムテーブルの策定
- ・ 利害関係者、市民、国際組織との詳細な戦略/行動計画の要素と優先順位に関する協議
- ・ 費用の見積もり、提案された財源計画を含む国内実施計画のドラフト作成
- ・ ドラフト国内実施計画の専門家によるレビュー
- ・ 国内実施計画案の取りまとめ

主な成果：

- ・ 国内の POPs 基準情報の文書化
- ・ 条約の義務と国の優先事項に対応するための戦略と行動計画
- ・ 国内実施計画案

### **国内実施計画の承認と最終的な政府の関与段階**

活動：

- ・ 国内実施計画案の最終的な承認のための利害関係者と省庁間調整機関へのプレゼンテーション
- ・ 国内実施計画承認、及び条約締結に関する政府の意志決定のための資料作成
- ・ 政府の承認、条約締結のためのプレゼンテーション

主な成果：

- ・ 条約 7 条に基づく条約事務局への国内実施計画の提出
- ・ まだ行っていない場合は POPs 条約の締結